

令和7年度 社会福祉法人 山都町社会福祉協議会

事業計画書

1. 基本方針

本年2月11日で、山都町社会福祉協議会は、新設合併し20年を迎えました。社会福祉法の大改正、介護保険法の改正、障害者総合支援法への改正、園児や利用者・職員不足による事業廃止、熊本地震、コロナウイルス感染症蔓延防止による事業縮小など、様々な変化や困難を乗り越えてきた20年だったともいえます。

第3期地域福祉活動計画においては、活動の「見える化」を積極的に行い『山都の名人大集合!』と銘打ち、竹・木・野草細工、手芸、手品・紙芝居などバラエティーに富んだ特技を持った方々を紹介した「名人マップ」や「地域サロンマップ」を作成し、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って社会参加できる場面を作り、地域と名人さんとを繋ぐ、住民参加型の地域づくりを進めてきました。

第4期の地域福祉活動計画において、令和7年度は1年度目となります。「みんなでつくる向こう3軒両隣 しあわせ笑顔の山都町」のスローガンを継承し「誰も取り残すことなく、そして一緒に、安心して暮らせる山都町」を目標とし、町消防団、中学生、行政・社協職員からいただいた意見や課題を計画に反映させて、過疎・少子・高齢化で生じる課題や、多様化複雑化している生活課題を抱えた世帯等の問題など、行政や地域の福祉事業所や各種団体と協働して、課題解決に取り組んで参ります。

介護保険事業においては、2024年度訪問介護報酬がマイナス改定されたこともあり、全国的に訪問介護事業者が激減している中で、当事業所においても、月30回の利用回数増にもかかわらず、月額16万の収入減（前年度比）は、企業努力で経営改善できる範疇を超えたと感じます。現在56の方が、訪問介護を利用して居られます。事業の必要性も感じつつ、社会環境の変化を見据え、社会福祉協議会の介護保険事業を、新体制において、役職員一丸となって取り組んでまいります。

また、令和7年度は、平成29年の制度改正後2回目の役員・評議員の全国一斉改選となります。評議員会は、役員等へのけん制機能を持ち重要事項の議決機関として、理事会は全ての業務執行の決定を行う機関となります。それぞれの役割を担いながら、新年度、新体制のもとにおける社協事業運営に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 重点事項

- (1) 第4期地域福祉活動計画に沿った事業の実施
- (2) 新役員・新評議員研修会の実施及び職員との意見交換会の実施
- (3) 山都町生活支援体制整備事業の継続実施
- (4) 重層的支援体制整備事業の本格受託準備
- (5) 介護保険・総合事業の研究と適正な経営
- (6) 行政及び関係諸機関との連携及び意見交換会の実施
- (7) 災害に備えた防災、業務継続計画の更新
- (8) 高齢者福祉施設の健全な運営
- (9) 社協合併20周年記念「福祉まつり」の開催
- (10) 福祉人材の確保

3. 事業施策の進め方

(1) 専門性を高めた地域福祉事業の推進

第4期の地域福祉活動計を策定し、令和7年度が事業実施の1年度目となります。少子・高齢化と、人口減少が顕著に現れているこの町において、安心な暮らしづくりと地域の豊かさづくりを目指し、地域福祉の中核的な組織としての役割を果たす取り組みを進めるため、執行部である理事会と職員との連携を図り、夫々の専門職がその専門性を生かして地域住民に寄り添った地域福祉事業の推進を行政と協働で進めて参ります。

活動計画には以下の3本の計画の柱を置き、これらに沿って新年度からの地域福祉事業を進めてまいります。

① 「地域福祉の啓発と人材の活躍」

町民一人ひとりの福祉意識の充実が地域福祉の基本

② 「地域支え合いの活動の推進」

住民の身近な暮らしの場（近隣や行政区）での支え合い（共助）の充実

③ 「関係機関の連携・協働」

自助・共助・公助の連携による町全体での福祉力の充実

(2) 山都町生活支援体制整備事業の推進

(1) 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介

護のサービス提供だけでなく、地域の自助・互助を最大限活用し、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、関係団体や民間企業など社会全体で認知症の人びとを支えるしくみを、高齢者就業率が41.8%と県の25.5%よりも高い、山都町の高齢者の社会参加を推進しながら、既存資源の発掘や必要な新たな資源の創出等、「地域」の力を引き出す、生活支援コーディネーター「福祉活動専門員」を中心とし、住み慣れた地域で、最期まで生活し続けるため、さまざまな地域生活課題の解消や、相互に支え合う生活支援体制の整備を引き続き行ってまいります。

- ①見守りネットワークの連携強化
- ② 社会資源の見える化
- ③ 生活支援の整備
- ④新たな人材発掘・養成

(3) 重層的支援体制整備事業（移行準備）の実施

昨年10月11日の役員・評議員研修会や、12月10日町が実施した重層事業説明研修会での説明のとおり、小さなつながりをつくり、気にかかけあい、細く・長く・ゆるくつながり続け、重ね合わせ、漏れることを少なくするため、本事業を進めていきます。

関係機関と情報を共有し、複合的な生活課題を抱えた方の相談や、子育て、障がい者との共生、認知症の人を支える地域づくり、経済的課題をもった人、権利擁護の必要な人等についても、地域で、みんなと一緒に住みやすい社会を作るため、下記の3つに重点を置いて、また、令和8年度の本格受託に向けた準備期間として事業を進めます。

- ① 包括的相談支援事業
 - 多機関協働事業
 - アウトリーチ
- ② 参加支援事業
- ③ 地域づくり事業

(4) 地域支え合い活動の推進

昭和60年代に地域住民の社会福祉事業への参加を図り、町社協や地域社会に根を張っている民生委員・児童委員やシニアクラブと協働し、住民参加によるまちづくりを進めるため、校区社会福祉協議会（矢部）、地域福祉を支える会（清和）が発足し、合併後蘇陽地区においても、地域福祉部として創設されました。これらを総称して「30地区福社会」と呼び、30年以上経った現在も継承され、地域見守り活動や福祉まつりやサロンなど各地区で活動が続けられています。

中山間地で家々が点在している山都町において、過疎・少子・高齢化と地域の様子が大きく変化し、担い手不足についても大きな課題となりました。しかし、地域支え合いの精神は益々重要であり、地区福祉委員の組織である30地区福社会の存在は、福祉のまちづくりにとって大変重要な組織であると考えます。

地域の声を聞き、地域支え合い活動の在り方をともに探りながら協働で以下のとおり事業を進めて参ります。

① 30地区福社会活動支援

助成金の交付、会長会議開催、地区別福祉懇談会の実施

② 見守りあんしんネットワークの強化

登録団体との情報共有と連携

③ 地域サロン活動の支援

④ 地域のお宝さがし、支え合いマップ更新

(5) 地域福祉の啓発と人材育成・発掘

これまで、ボランティア活動への意識向上、人材の活躍・人材のつなぎを図り、地域福祉活動の見える化や地域福祉の担い手発掘、養成、フォローアップに取り組んできました。また、職員では担えない部分について、ボランティアの参加を得て活動を展開し、地域福祉の啓発と理解促進に努めてまいりました。個々の取り組みを繋ぎ、交流を深めながら地域づくりに貢献し、支え合い活動が生きがいとなり、子どもたちの郷土愛に満ちた人材の育成につながるよう今年度も地域福祉活動を進めて参ります。

令和7年2月11日で、山都町社協は、新設合併し20年が経過しました。30地区福社会や各ボランティア団体、シニアクラブ、障害者団体、

関係機関の方々のご協力をいただきながら、事業を進めてきました。合併20年記念として、そして、その20年間の活動の発表の場、そしてその活動に対する感謝の場として今年度は「福祉まつり」を計画しています。町民の皆様にご喜ばれるよう進めて参ります。

ほか、以下のとおりです。

- ① 合併20周年記念 山都町社協「福祉まつり」の開催
- ② 地域福祉活動の広報・啓発・見える化
- ③ 地域福祉サポーター（生活サポートセンター）の運営
- ④ ボランティア活動支援
- ⑤ 矢部高校「好きっ通潤パズル」作製支援

（6）在宅福祉サービス事業の充実

2024年度介護報酬が改定され、訪問介護事業はマイナス改定となりました。今年1年間で、休廃業した事業者は784件にもものぼり、内529件が訪問介護事業者で、次は通所・短期入所事業者の126件となっています。町内の事業所においても休業・廃止も増えてきました。これまで山都町のひとつの雇用の中にもあり、職員100人規模の介護事業を継続してまいりましたが、利用者も減少し、大きな転換期を迎えているように感じています。

社協は介護保険制度以前から先駆的に在宅福祉サービスに取り組んで参りました。改正された介護保険制度について、新役・職員の研修・検討を行い、よりよい運営ができるよう研究し、社会の変化する中、介護保険事業者として経営も念頭に置き取り組んでまいります。

- ① 居宅介護支援事業所の経営
- ② 予防居宅介護支援計画原案作成の受託
- ③ 訪問介護事業所の経営
- ④ 訪問型サービスA（総合事業）の実施
- ⑤ 通所介護事業所の経営
- ⑥ 通所型サービスA（総合事業）の実施

- ⑦障害者総合支援法における居宅介護（訪問介護）事業所の経営
- ⑧各高齢者福祉施設、保健・福祉センターの管理、受託経営
 - ・生活支援ハウス清楽苑 ・大久保高齢者共同住宅 ・柏老人福祉センター ・蘇陽地域福祉センター ・矢部保健福祉センター千寿苑
- ⑨福祉機器貸与事業の実施
- ⑩山都町生活サポートセンター事業の実施
- ⑪福祉人材の育成

（7）災害に備えた防災、福祉支援体制の強化

2021年度報酬改定及び運営基準見直しのなかで、介護サービス・障がい福祉サービス事業者に対し、感染症及び災害に関するBCP（事業継続計画）が義務化され、各事業所ごとに計画書を作成しました。昨年度はBCP計画についての職員研修会を行い、ほとんどの職員が参加し事業所ごとで情報共有を行い災害に備えた実質的な訓練を行いました。また、社会福祉施設は、地域ニーズを満たすため設立された地域資源であります。社会福祉協議会という公益性も持った法人として、また、「ふ・く・し・協議会」ふだんのくらしを守るため、話し合う団体として、地域や関係機関と連携し、災害に備えていきます。

日本各地で大規模災害が多発しています。本町に大規模災害が発生した場合に備え、町や各関係機関、相互応援協定社協との連携も行っています。災害や緊急時に備えた、職員への連絡一斉送信、安否確認等の情報システムを活用し、迅速に被災者支援にも取り組めるよう備えを強化します。

- ① 災害ボランティアセンター設置への備え
- ② 介護事業所の事業継続計画の訓練と更新
- ③ 事業継続計画の訓練と更新
- ④ 町及び関係機関との連携強化
- ⑤ 受託施設の災害時の訓練

⑥ 災害時に必要なツールの確認と備品の購入

(8) 経営基盤強化・見える化の推進

社協の監事による定期的な監査や、昨年度から取り入れた税理士や労務士などの専門家による、経理・税務関係や職員処遇についてアドバイスをいただいています。監事や専門家の視点で、課題の検出と改善をはかり、適正な法人運営を行ってまいります。

また、当社協は、社協会費、寄付金、赤い羽根共同募金の配分金、日本赤十字社事務事業費、町補助金、受託金、介護保険事業報酬などが財源となり事業経営をしています。

過疎や人口減少、生産年齢人口の減少など社会は大きく変化し、社協会費等もそれに比例しています。いただいた浄財の使途の見える化に努め、助成金交付事業等の研究や各事業の経費節減に努め社協経営を行ってまいります。

- ① 新たな事業収入の研究
- ② 各種事業の検証と経費節減
- ③ 全戸会員制度の周知、理解、使途の見える化
- ④ 特別会員の加入促進と使途の見える化
- ⑤ 赤い羽根共同募金運動充実
- ⑥ 日本赤十字事業の推進活動
- ⑦ 各種団体への活動助成金の交付と研究